

MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱 UFJ 銀行 国際業務部

NOVEMBER 28TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- 越境 EC の通関手続き優遇措置 2019 年以降も継続
- 2018 年の訪日中国人客数 過去最高の 800 万人超か
- 10 月の 70 大中都市住宅価格 65 都市が前月上昇

【貿易・投資】

- 10 月の直接投資 対内は前年同月比 7.3 % 増 対外は同 8.8 % 減

■ RMB REVIEW

- 米中摩擦緩和期待が引き続き支援材料

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「國務院の自由貿易試験区の改革進化、革新の若干の措置を支持することに関する通知」
- 「国外投資者の配当利益による直接投資の源泉所得税暫時不徴収政策の適用範囲拡大の関係問題に関する公告」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

【産業】

◆越境 EC の通関手続き優遇措置 2019 年以降も継続

李克強総理は21日に開いた国務院常務会議で、越境ECの小売輸入に関する通関手続き優遇措置を2019年以降も継続する方針を決定した。同優遇措置は特定の通関地域や商品に対する通関検査や書類提出を簡素化したもので、2016年5月から実施され、これまで2度の延長を経て2018年末に期限を迎えることになっていた。

2018年1-9月の越境ECの小売輸入額が前年同期比+56.6%の579億元と大きく伸びる中、対外貿易の安定成長、消費と雇用の拡大を目的とし、経済成長の新たな牽引役として越境ECを発展させる狙いがある。また、各種報道によると、通関証明書の取得に必要な書類の入手が困難であったり、輸入許可証の取得に1年以上を要する等の混乱が見られることも背景にあるようだ。

【図表1】11月21日開催の国務院常務会議/越境ECの小売輸入に関する決定内容

①越境ECの小売輸入に対する通関手続き優遇措置^(注1)について

-2019年1月1日以降も継続

-保税區モデルの適用地域を従来の越境EC試験15都市に、22都市を追加^(注2)

②越境ECの小売輸入に対する税金優遇措置^(注3)について

-従来の対象品目リスト^(注4)に63品目を追加

-適用取引額の上限を緩和

1回当たり取引額を2,000元から5,000元へ、年間取引額を20,000元から26,000元へ引き上げる

(注1)・保税區モデルにより保税区域に輸入した場合の通関証明書、越境EC対象品目リストに記載されている化粧品、粉ミルク、医療器械、特定食品の初回輸入時の許可証等の提出を免除。越境EC試験都市で適用される。

・直送モデルにより海外から個人に直送される場合の初回輸入時の許可証等の提出を免除。全国で適用される。

(注2)15都市:杭州、天津、上海、重慶、合肥、鄭州、広州、成都、大連、寧波、青島、深圳、蘇州、福州、平潭

22都市:北京、フフホト、瀋陽、長春、ハルビン、南京、南昌、武漢、長沙、南寧、海口、貴陽、昆明、西安、蘭州、厦門、唐山、無錫、威海、珠海、東莞、義烏

(注3)越境EC対象品目リストの掲載商品に対し、一定の取引額上限まで、関税はゼロ、輸入増値税と消費税は法定税額の70%を課税する優遇措置。

(注4)財政部等はこれまでに対象品目リストを2回発表している。品目の詳細は下記URLから確認できる。

1回目(2016年4月8日実施/1,142品目):

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201604/t20160401_1934275.html

2回目(2016年4月16日実施/151品目):

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201604/t20160415_1952574.html

なお、商務部は 22 日の記者会見で、今回の国務院常務会議の決定を受け、関係部署と連携して関連の管理細則を早急に制定し、商品の品質管理、消費者の権益保護の強化や、公平な競争秩序の確保等を図るため、細則には政府と EC 業者等の関係者の責任を明確にする内容を盛り込む方針を明らかにした。

【図表 2】越境 EC 小売輸入を巡るこれまでの政策経緯

発表日	概要	本誌の掲載号
2016 年 3 月 24 日	・規定名:「クロスボーダー電子商取引小売輸入税収政策に関する通知」(財関税[2016]18 号) ・概 要:越境 EC 小売商品の輸入税制について、2016 年 4 月 8 日より新税制に移行。個人物品扱いの行郵税課税から一般貿易扱いの関税・輸入増値税・消費税課税へと変更。但し、取引額が 1 回あたり 2,000 元以下、且つ年間 20,000 元以下の場合、関税はゼロ、輸入増値税と消費税は法定税額の 70%を課税。	2016 年 3 月 30 日号 (DIGEST)
2016 年 5 月 24 日	・規定名:「越境電子商取引小売輸入に係わる新たな監督管理要求の実施に関する通知」(署弁発[2016]29 号) ・概 要:越境 EC 試験都市 10 都市^(※)に対し、EC で購入した保税商品が税関特別監督管理区域に入る場合、通関証明書と一部指定商品(化粧品、粉ミルク、医療機器、健康食品等)の初回輸入時の輸入許可書の提出や登録・届出手続きを一時的に免除。 一方、直接輸入方式の場合は、全国で上記指定商品に対する初回輸入時の輸入許可書の提出や登録・届出手続きを一時的に免除。 実施期限:2017 年 5 月 11 日まで	2016 年 6 月 1 日号 (DIGEST) 2016 年 6 月 8 日号 (EXPERT VIEW)
2016 年 11 月 15 日	・上記通関手続きの優遇措置の実施期限を 2017 年末まで延長(商務部より発表)	2016 年 11 月 24 日号 (DIGEST)
2017 年 9 月 20 日	・上記通関手続きの優遇措置の実施期限を 2018 年末まで延長(国务院常务会议より発表)	2017 年 9 月 27 日号 (DIGEST)
2017 年 12 月 7 日	・上記通関手続きの優遇措置の適用地域を 10 都市から 15 都市に拡大(商務部より発表)	2017 年 12 月 13 日号 (DIGEST)

◆2018 年の訪日中国人客数 過去最高の 800 万人超か

中国の大手オンライン旅行会社の携程旅行(Ctrip)は、報道によると、このほど「2018 年中国人訪日観光報告」を発表した。同報告は Ctrip の今年 9 月までの取扱実績や予約状況から、2018 年の訪日中国人観光客数が過去最高の 800 万人超(延べ人数)、関連消費総額は 1,000 億元を超え、海外旅行目的地のランキングでは、日本はタイに次いで第 2 位になるとの見通しを示した。

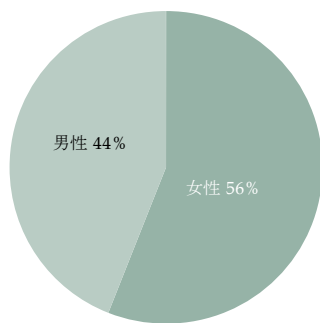
訪日観光客の特徴については、性別構成比で女性が半分以上を占め、温泉、医療観光、ドラッグストア、カプセル旅館、趣向を凝らした民宿、着物、和食、茶道等の体験に女性が惹かれやすいと分析している。(図表 1)

年齢別構成比では、80 年代生まれが約 3 割と最も多いほか、2000 年代生まれも約 2 割を占め、若年層が観光客の中心となっていると指摘。(図表 2)

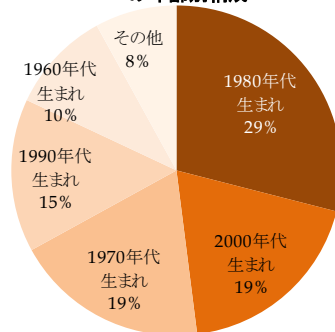
平均滞在日数別の構成比では、4-6 日が 43%と最も多く、7-10 日の 24%と合わせると、1 週間～10 日程度の滞在が約 7 割を占め、長期滞在志向が高まる傾向が窺える。(図表 3)

また、事前の情報収集を徹底して、地元民と同じような楽しみ方を体験する「深度遊」が今の中国人の訪日観光スタイルと分析。新たな楽しみ方の代表例として、ヘリコプターでの夜景鑑賞、パラグライダー体験等を挙げた。(図表 4)

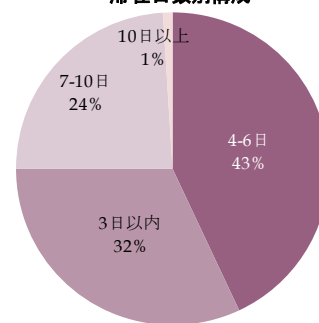
【図表1】中国人訪日観光客の性別構成



【図表2】中国人訪日観光客の年齢別構成



【図表3】中国人訪日観光の滞在日数別構成



(出所) Ctrip「2018年中国人訪日観光報告」の各種報道を基に作成

【図表4】中国人訪日旅行の新たな楽しみ方トップ10

1	ヘリコプターによる東京の夜景観光
2	沖縄でのモーターパラグライダー体験
3	朝霧高原でのパラグライダー体験
4	ミシュランガイドにある寿司屋めぐり
5	京都での着物着用体験
6	相撲観戦
7	レンタルゴーカートで東京の街を走行
8	寿司作り体験
9	祭り体験
10	アニメ声優のイベント参加

(出所) Ctrip「2018年中国人訪日観光報告」の各種報道を基に作成

なお、日本政府観光局の21日の発表によると、2018年1-10月の訪日中国人観光客数(推計値)は前年同期比+15.1%の716万3,700人と、国別の訪日客数で第1位となった(第2位:韓国627万9,200人、第3位:台湾406万9,500人)。単月では、9月は関西の台風、北海道地震の影響で前年同月比▲3.8%の65万2,700人と落ち込んだものの、10月は同+7.8%の71万5,300人と過去最高を記録し、自然災害の影響は限定的との見方を示した。

◆10月の70大中都市住宅価格 65都市が前月比上昇

国家統計局は15日、10月の70大中都市の住宅価格指数を発表した。

新築商品住宅について、前月比で価格が上昇した都市数は前月から1都市増加して65都市と、2ヶ月ぶりの増加。下落した都市は前月から1都市増加して4都市となった。(図表1) また、前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月から横ばいの67都市、下落した都市は前月から1都市増加して3都市となった。(図表2)

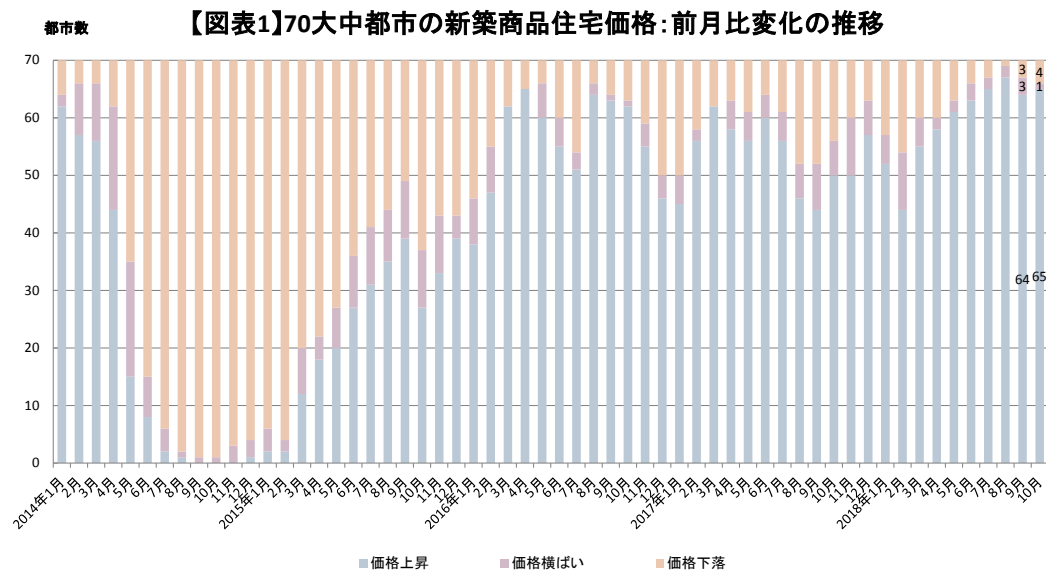
前月比で上昇幅が大きかった都市は、貴陽市(貴州省)の+4.2%、石家荘市(河北省)の+3.3%、武漢市と襄陽市(ともに湖北省)の+2.5%、前年同月比で上昇幅が大きかった都市は、海口市(海南省)の+22.4%、西安市(陝西省)の+20.7%、昆明市(雲南省)の+19.2%だった。

平均上昇幅については、前月比では一線都市^(注)、二線都市^(注)が前月からほぼ横ばいだった一方、三線都市^(注)はわずかに拡大した。(図表3) また、前年同月比では、一線・二線・三線都市すべてで前月から拡大する傾向が続いている。(図表4)

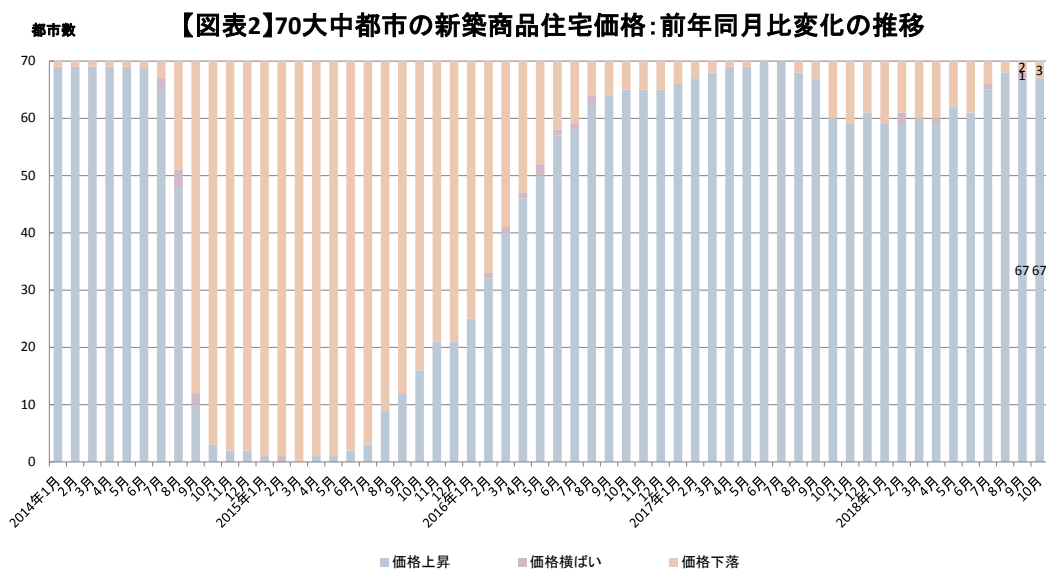
(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市

二線都市:省都、副省都都市を含む31都市

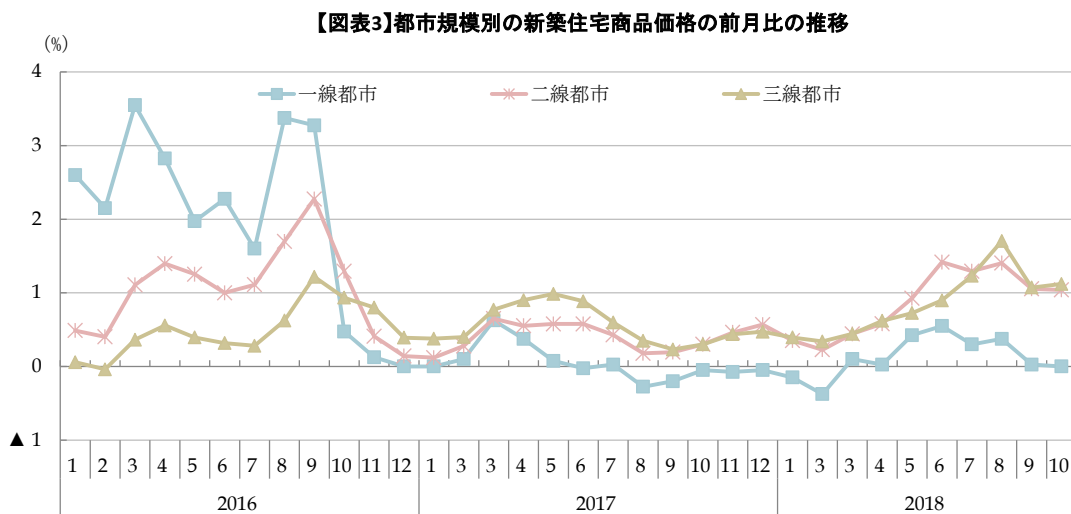
三線都市:70都市から上記一線都市・二線都市を除いた35都市



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

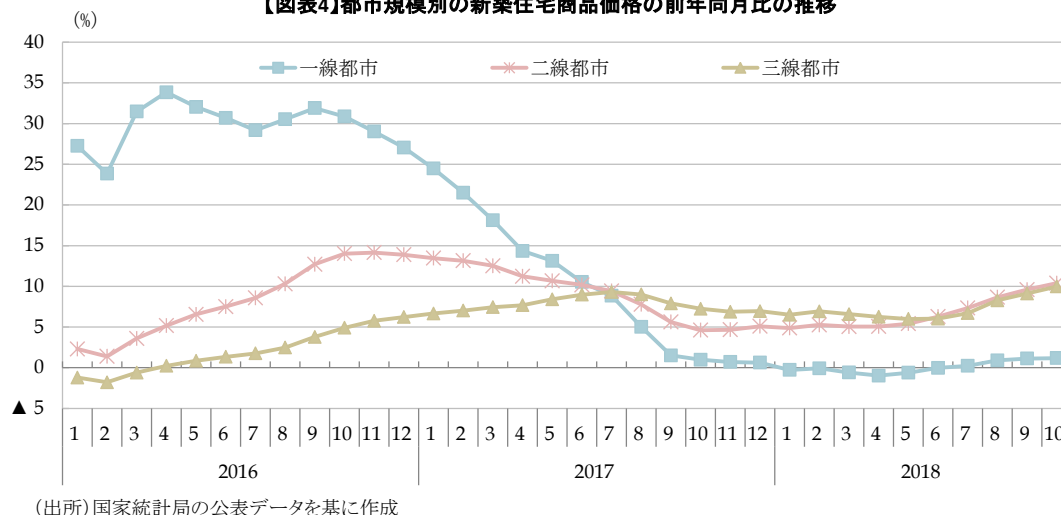


(出所) 国家統計局の公表データを基に作成



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

【図表4】都市規模別の新築住宅商品価格の前年同月比の推移



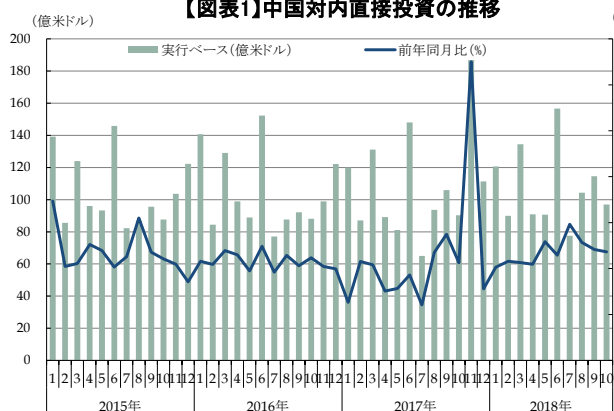
【貿易・投資】

◆10月の直接投資 対内は前年同月比 7.3%増 対外は同 8.8%減

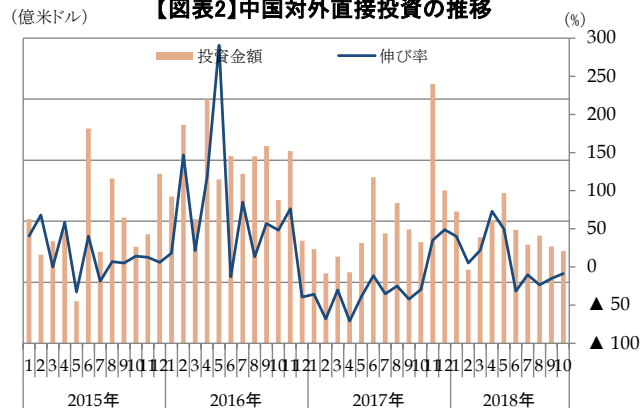
商務部は15日と21日に、対内・対外直接投資の統計データを発表した。10月の対内直接投資(除く金融業)について、投資額(実行ベース)は前年同月比+7.3%(9月:同+8.3%)の97.0億米ドルと増加した。(図表1) また新規設立の外資企業数は、同+37.6%の3,623社だった。一方、対外直接投資(除く金融業)は同▲8.8%^(※)(9月:同▲15.0%^(※))の75.5億米ドル^(※)と、5ヶ月連続で前年同月を下回った。(図表2)

(※) 商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算

【図表1】中国対内直接投資の推移



【図表2】中国対外直接投資の推移



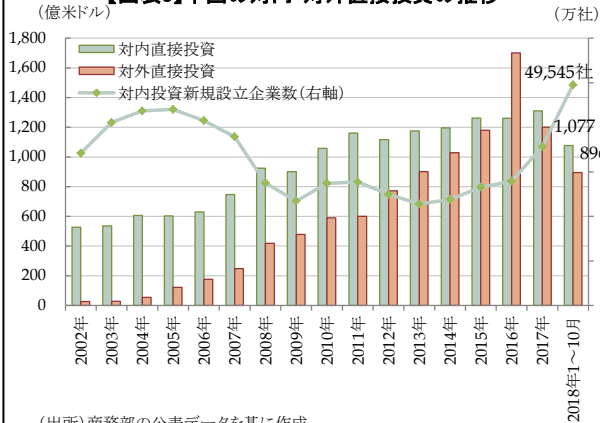
<対内直接投資>

対内直接投資について、1-10月の累計では、投資額(実行ベース)が前年同期比+6.5%の1,076.6億米ドル、新規設立の外資企業数が同+89.3%の49,545社となった。(図表3)

1-10月の国・地域別では、日本からの直接投資は前年同期比+28.0%^(※)の34.3億米ドルと、2017年通年の投資額32.7億ドルを上回った。(図表4) またEUからが同+29.2%の98.5億米ドル(英国からは同+188.3%^(※)の34.6億米ドル)、ASEANからが同+17.0%の50.4億米ドルのほか、米国からが同+7.1%^(※)の30.2億米ドル、韓国からが同+39.3%^(※)の41.8億米ドルなどとなっている。(※) 商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が計算。

業種別では、製造業への投資が前年同期比+15.9%の336.0億米ドル、サービス業への投資は同+3.0%の723.5億米ドルと、ともに増加した。

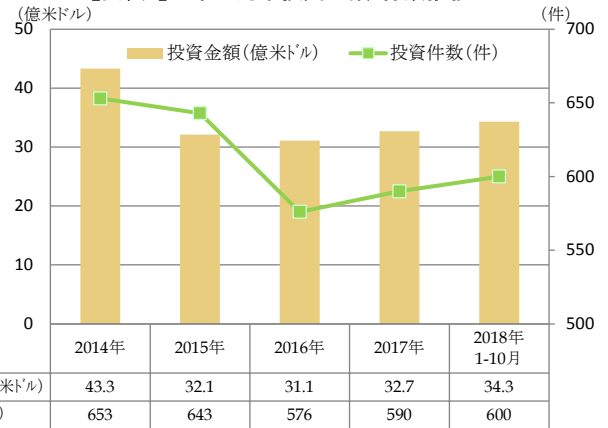
【図表3】中国の対内・対外直接投資の推移



(出所) 商務部の公表データを基に作成

(注) 上記データは金融業を含まない。なお、商務部、国家統計局、国家外貨管理局が合同で発表した「2015年度対外直接投資統計公報」(金融業を含む)によると、2015年は対外直接投資が対内直接投資を上回った。

【図表4】日本の対中投資金額・件数推移



(出所) 商務部およびCEICのデータを基に作成

(注) 2018年の投資件数は1-9月の累計

< 対外直接投資 >

対外直接投資について、1-10月の累計では、前年同期比+3.8%の895.7億米ドルだった。(図表3)

1-10月の国・地域別では、「一帯一路」沿線国向けの投資額が同+6.4%の119.0億米ドルと、引き続き拡大しているものの、伸びは前月の+12.3%から鈍化した。対外投資の主要な産業の構成比は、リース・商業サービス業向けが32.6%、製造業が17.0%、採鉱業が9.4%、卸・小売業が9.2%となった。

RMB REVIEW

◆米中摩擦緩和期待が引き続き支援材料

・今週(11/19～)のレビュー

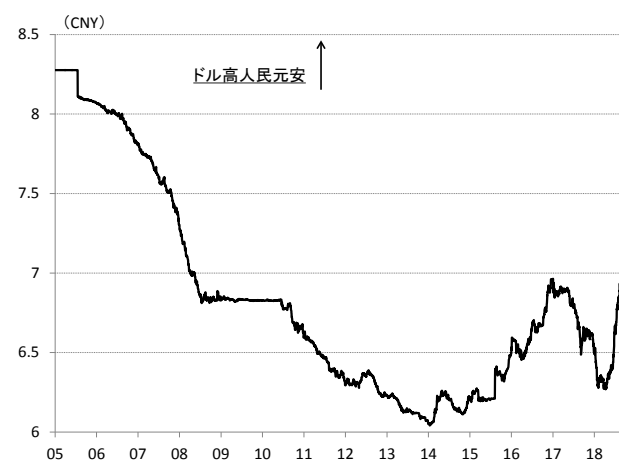
今週の人民元対ドル相場は、週初 19 日に 6.9350 で寄り付くと、先週末の APEC 首脳会議でのペンス米副大統領による中国に対する強硬な発言などから改めて通商摩擦リスクが意識され、週前半に人民元はジリ安基調となった。週央の原油価格急落でドルが支えられたことも人民元の対ドルでの軟調地合いを支援した。もともと、21 日に週間安値 6.9514 をつけた後、企業によるドル売りやポジション調整などから人民元は一転上昇に転じ、22 日に週間高値 6.9219 をつけた。本稿執筆時点でも 6.92 台後半で推移している(第 1、2 図)。

第 1 図：人民元対ドル相場(9/1～11/22 の 12 時 30 分時点)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対ドル相場(2005 年以降)



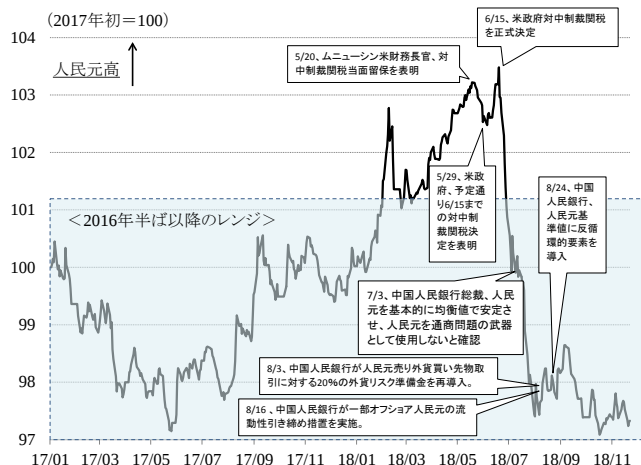
(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・米中通商摩擦緩和期待を背景に小幅なドル高の下でも人民元高が進んだ

今週の人民元相場は、先週末までの対ドルでの人民元高基調から、週前半に一旦人民元安に振れたものの、週後半は再び人民元高基調となり、週全体(22 日昼まで)では人民元高が小幅に進んだ。この間、ドルは名目実効レートでやや強含んだ一方(第 4 図)、人民元名目実効レートは週前半に弱含んだ後、週後半にかけて反発しており(第 3 図)、今週の人民元高は人民元サイドの要因によるものとなっていた。結果的に人民元対ドル相場は、10 月 31 日につけた直近最安値 6.9780 を頂点とする三角保ち合いを下抜けしつつある(第 1 図)。今週前半は一時通商摩擦エスカレート警戒する方向へ市場の見方が振れていたが、全般的には摩擦緩和を期待する流れが緩やかに続いているように見える。いずれにせよ、今月末の G20 首脳会議で予定されている米中首脳会談において、懸案の米中通商摩擦の緩和に向けて進展があるか、あるいは進展が得られずさらなる制裁関税の賦課に発展するのかを巡る市場の思惑に、人民元相場は引き続き敏感に反応している。

こうした中、人民元名目実効為替レートは、中国当局が望ましい価格帯と認識していると想定される 2016 年後半以降形成して来たレンジの下限付近での推移が続いている。対ドル相場では 1 ドル＝7 人民元に概ね相当するこのレンジ下限を最終的に割り込むリスクが引き続き警戒される状況は不変だ。

第3図：人民元名目実効レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成
(注) CFETS 公表の各通貨基準レートと通貨バスケット構成ウェイトに基づき作成

第4図：ドル名目実効レート(2017年以降)



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・トランプ大統領は水面下で米中の交渉に一定の進捗があったことを示唆

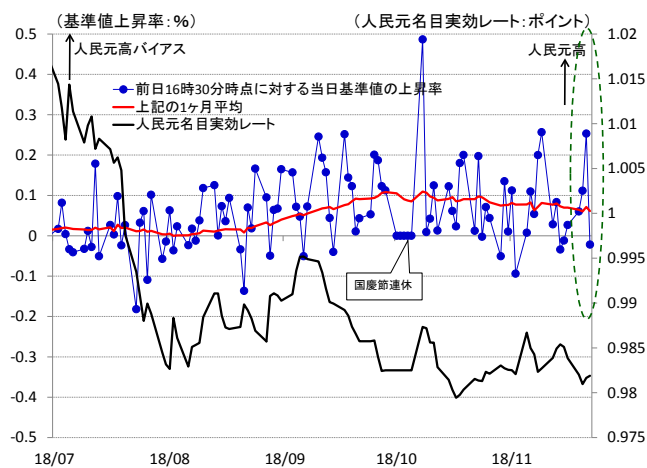
今月に入って、月末の米中首脳会談開催が発表されて以降、基本的には米中通商摩擦の緩和に対する期待が、人民元相場の一定のサポート要因となって来た。先週 16 日には、トランプ大統領が、中国から米国の要求に対する 142 項目に亘る行動計画を受け取っていると述べた。依然重要な 4~5 項目が不十分で合意に至る状況ではないが、全体としてはほぼ完全に近いとするなど、交渉の進捗状況についてかなり具体的なコメントを行っており、水面下で一定の進捗があったことを窺わせる。ロス米商務長官も、15 日のブルームバーグ社とのインタビューで、両首脳は今後数ヶ月に亘って協議するための交渉のフレームワークについて合意するかもしれないと述べた模様だ。

もっとも、先週末の APEC 首脳会議にトランプ大統領の代理で出席したペンス米副大統領は、中国との貿易不均衡是正に向けて断固たる措置を講じており、中国がやり方を変えるまで米国が方針を変えることは無いなどと述べ、引き続き米国の強硬なスタンスが不変であることを示した。米中対立により、APEC の首脳会合声明も初めて見送られることになった。20 日には米通商代表部(USTR)が、今年 3 月に公表した中国の知的財産権・技術移転政策などに関する報告書の更新版を公表。その中で、中国が米国の要求にも拘らず、不当な慣行を是正していないと改めて指摘した。こうした米国による強硬姿勢の誇示は、月末の首脳会談を前にした駆け引きの面もあるだろうが、交渉が水面下で進捗しているとは言え、中国が大幅に譲歩しない限り、交渉が決裂する可能性が依然として高いことを、市場に改めて確認させるものとなった。

・基準値の人民元高方向への誘導スタンスは基本的に不変

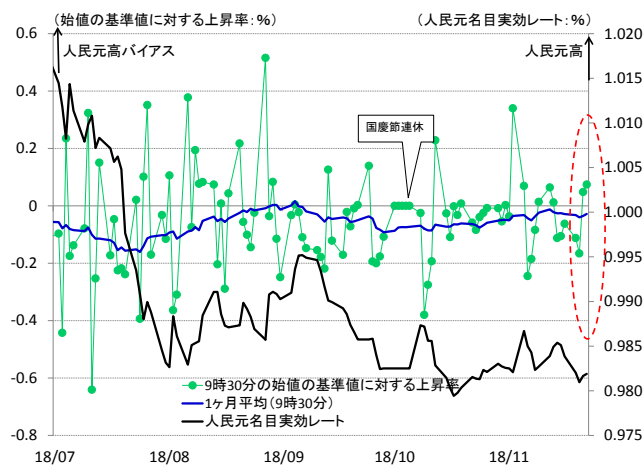
第5図は、前日 16 時 30 分の日中取引終値に基づく人民元名目実効レートに対する、当日 9 時 15 分発表の人民元基準値に基づく人民元名目実効レートの比率から、基準値設定による当局の人民元誘導方針を検証・定点観測したものである。今週も総じて人民元高バイアス(人民元安抑制方向)で基準値が設定されていたが、先週人民元高が進んだ際などは、一時的だが人民元安バイアス(人民元高抑制方向)で基準値が設定されていた。今月初めに月末の米中首脳会談開催決定で人民元高が進んだ際も、一時的に基準値が人民元安バイアスで設定されていた。中国当局は基準値設定で人民元安を抑制しつつも、足元大きく人民元高方向へ走らないようにも配慮している可能性があり、引き続き動向を注視して行きたい。また、第6図は、この各基準値に対する市場の始値(人民元名目実効レートベース)の比率で市場の地合いを検証・定点観測したものである。総じて人民元安方向で寄り付いており、引き続き市場の地合いは強くないが、人民元安トレンドにあった 10 月に比べて、11 月は人民元高方向で寄り付く日も幾分散見されるようになっている。

第5図: 基準値設定による人民元誘導スタンス



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図: 基準値に対する人民元始値の上昇・下落率



(資料) Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・来週(11/26~)の見通し

今週は通商摩擦に対する懸念が幾分ながら再び高まり、週前半を中心に人民元相場が下落する場面もみられたが、全体では緩やかな人民元高が続いた。月末のビッグイベントである米中首脳会談において、何らかの進展があるのではないかと期待が人民元相場に対する一定のサポートになっている。米国がより一層強硬なスタンスを見せ始めており予断を許さず、来週も米中会談の帰趨を占う様々な材料や報道に一喜一憂する相場展開となりそうだが、市場の見方は幾分楽観サイドに傾きつつあるようだ。ドルも利上げ期待の後退や株価の調整から、ここまでの独歩高とも言える流れに変化の兆しも見られ始めている。本格的な方向感が出て来るのは首脳会談の結果をみてからであろうが、来週は以上の状況から、前述の三角保ち合い下抜けも意識されつつ、人民元が対ドル相場で今一歩強含む推移を予想する。

(11月22日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			前日比
2018.11.19	6.9350	6.9341~ 6.9455	6.9429	-0.0045	6.1543	0.0230	0.88658	-0.0006	7.9320	0.0440	2.6000	2831.06	25.63
2018.11.20	6.9435	6.9365~ 6.9468	6.9393	-0.0036	6.1793	0.0250	0.88620	-0.0004	7.9365	0.0045	2.9000	2770.67	-60.39
2018.11.21	6.9510	6.9350~ 6.9514	6.9393	0.0000	6.1477	-0.0316	0.88590	-0.0003	7.9129	-0.0236	2.5000	2776.56	5.89
2018.11.22	6.9355	6.9219~ 6.9375	6.9350	-0.0043	6.1381	-0.0096	0.88573	-0.0002	7.9103	-0.0026	2.3000	2770.17	-6.38
2018.11.23	6.9325	6.9325~ 6.9498	6.9421	0.0071	6.1519	0.0138	0.88729	0.0016	7.8978	-0.0125	2.1000	2701.10	-69.08

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱 UFJ 銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2018 年 11 月上旬から中旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

〔政策〕

【自由貿易試験区】

○「国務院の自由貿易試験区の改革進化、革新の若干の措置を支持することに関する通知」

(国発[2018]38 号、2018 年 11 月 7 日発布・実施)

自由貿易試験区で試行すべき改革措置を示したもの。「優良な投資環境の創造」、「貿易の利便化水準の向上」、「金融革新による実体経済へのサービス推進」の 3 つの面について、合計 53 項目の措置があげられている。ただし、新しい措置はほとんどなく、しかも投資環境の面では建築業、医療、知財関係など特定分野に集中し、貿易と金融の面では“一帯一路”関係と台湾関係が中心で、日本企業に与えるインパクトは小さいと見られる。

■本通知に記載される措置を例示すると、以下の通り。

＜投資環境＞

- ・ 外商投資建設工事設計企業の外国籍技術者の比率要求(注:登録建築師、登録施工師などの資格取得者が全体の 1/4 以上)を緩和する。
- ・ 建築施工関係の行政審査・許可の権限を自由貿易試験区に委譲する。
- ・ 外資(独資)建築業企業が請負可能な所在省・直轄市での建築工事の外国側投資比率の下限(注:50%)を撤廃する。
- ・ 自由貿易試験区内の医療機関が最先端の幹細胞臨床技術研究プロジェクトを行うことを許可する。
- ・ 自由貿易試験区に商標登録の申請窓口、商標権の質権登記の受理場所を設置する。

＜貿易＞

- ・ 税関特別監督管理区域(注:保税区域)以外での航空機の保守・修理に対する保税監督管理を行うことを研究、支持する。
- ・ 条件に適合する自由貿易試験区での自動車並行輸入の試行を支持する。
- ・ 自由貿易試験区に事由輸出入技術の契約登記の管理権限を委譲する。
- ・ 自由貿易試験区で「税関税額保証保険」を試行することを支持する。

＜金融＞

- ・ 自由貿易試験区での保険会社の分支機構(注:分公司と連絡事務所)の審査・許可を簡素化し、企業の保険ニーズ情報共有プラットフォームを構築する。
- ・ 自由貿易試験区内の銀行が国外機構向けに人民幣派生商品等の業務を行うことを許可する。
- ・ 同じく銀行が国外機構と国外プロジェクト向けに人民幣貸付を行うことを奨励、支持する。
- ・ 自由貿易試験区の個人が国外への証券投資を行うことを支持する。
- ・ 条件のある自由貿易試験区で知的財産権の証券化を試行することを支持する。

■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-11/23/content_5342665.htm

〔規則〕

【税】

○「国外投資者の配当利益による直接投資の源泉所得税暫時不徴収政策の適用範囲拡大の関係問題に関する公告」

(国家税務総局公告 2018 年第 53 号、2018 年 10 月 29 日公布、同年 1 月 1 日施行)

現地法人などからの配当利益を再投資する場合に源泉所得税が非課税となる対象プロジェクトが、今年から禁止以外のすべてのプロジェクトに拡大されたが、その具体的な適用条件や税務申告手続きを示したもの。(非課税の対象プロジェクト拡大に関する通知の概要については、[本誌 10 月 17 日号の EXPERT VIEW](#)の解説をご参照。)

■本通知では、以下のケースについて非課税政策適用の可否が示されている。

- ・配当利益を国内企業への引き受け済みの出資の一部に使用する場合は、非課税政策を適用する。(非課税の対象プロジェクト拡大に関する通知にいう「中国国内居住者企業の実収資本の新規増加または資本準備金からの転換」に当たる。)
- ・再投資資金を企業の利益配当企業の口座から国外投資者人民元専用口座に振り替えた同じ日に、その口座から投資先企業の口座または持分譲渡側の口座に振り替えた場合は、非課税政策を適用する。(上記と同じ通知にいう「国外投資者が利益を現金で投資する場合、資金を利益配当企業の口座から直接に投資先企業の口座または持分譲渡側の口座に振り替えるものとし、再投資の前に国内外の他の口座に移動させてはならない」に合致するとみなす。)

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3906659/content.html>

○「責任保険料の企業所得税税前控除の関係問題に関する公告」

(国家税務総局公告 2018 年第 52 号、2018 年 10 月 31 日公布、同年 1 月 1 日施行)

企業が加入する雇用主責任保険、公衆責任保険(注:日本の使用者賠償責任保険に相当)の保険料について、企業所得税の所得控除を認めるもの。今年度に納付した保険料は、来年 3 月からの 2 年度企業所得税申告で清算する。

■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3869455/content.html>

【輸入管理】

○「全国範囲での非特定用途化粧品の輸入届出管理実施の関係事項に関する公告」

(国家薬品监督管理局公告 2018 年第 88 号、2018 年 11 月 7 日公布、同年 11 月 10 日施行)

中国に初めて輸入される非特定用途化粧品(注:育毛用、消臭用、シミ取り用、日焼け止め用などの特定用途以外の一般の化粧品)の管理を審査・許可制から届出制に変更するもの。一昨年から上海浦東新区で試行されてきたが、全国に拡大する。

■外国の化粧品メーカーは、中国の輸入企業を通じて、国家薬品监督管理局のウェブサイト上で届出を行う。これにより所要期間が 3 ヶ月程度から 1 週間程度に短縮される。

■原文は国家薬品监督管理局の下記サイトをご参照。

<http://www.nmpa.gov.cn/WS04/CL2193/331915.html>

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2018 年 12 月 28 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>